

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十三号

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十八年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

附則第三項中「平成二十年四月一日から、平成二十二年三月三十一日から同年四月九日まで」を「令和三年十二月六日から、令和四年三月三十一日から同年五月三十一日まで」に改め、同項を附則第二項とする。

附 則

この条例は、令和三年十二月六日から施行する。